

治水施設の修繕・改修・更新に対する財政支援制度の拡充

【担当省庁】国土交通省

各市における取組

(現状・課題)

近年、市街化の進展により雨水が地中に浸透する面積が減少したことや大型台風、局地的豪雨の影響により河川等の氾濫や内水氾濫による浸水被害が増加している。

奈良県においては大和川流域における総合治水の推進に関する条例により平成30年10月から防災調整池等の設置が必要な特定開発行為の設置対象面積がこれまでの0.3haから0.1haに引き下げられた。

また、国土交通省は令和3年12月24日に大和川水系の奈良県域部を特定都市河川に指定し、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進している。

このような背景のもと、近年雨水貯留浸透施設の維持管理に関する金銭的・人的コストは増大しており、今後も増大していくことが予想されるが、財源の確保が不透明であり、慢性的な技術者不足もあいまって計画的な維持管理が難しい状況である。

国における制度では、「緊急自然災害防止対策事業債」があり、令和3年度より大幅拡充・延長されていますが、流域治水対策で整備した雨水貯留浸透施設等の修繕・改修・更新に要する費用は該当しないため、今後も増え続ける維持管理費が地方財政を逼迫している。

【大和高田市】平成29年度、令和元年度にそれぞれ蔵之宮町地区、大字池田地区において貯留池が完成し、現在、平成緊急内水対策事業の一環として栄町地区の奈良県高田土木事務所敷地内に貯留池を整備する事業を実施しており、民間企業による開発によって整備された貯留池に関しても帰属を受け管理を担っているところである。

【大和郡山市】令和4年度末で、流域対策は78.9%と圏域市町村の中でも進んでおり、早期の100%達成を目指し努力している。管理する施設(令和4年度末)は、流域貯留施設22箇所、防災調整池28箇所であり、治水施設の点検・清掃(浚渫含)については外部に委託すると共に、予算が確保できない部分については市職員により実施している。

また、ポンプ設備の修繕・更新については年次計画を作成し、令和5年度については、16百万円の経費を見込んでいる。



国にお願いすること

流域治水対策で整備した治水施設やそれに付属するポンプ設備の修繕・改修・更新、更に堆積した土砂の撤去や除草など健全な治水機能を維持し、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、財政支援制度の一層の拡充を要望する。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会